

ソーシャルワーク実習 報告



びばっと支倉では、昨年度に引き続き、令和7年11月12日～21日（8日間）に東北福祉大学の学生1名が実習を行いました。これからのご活躍を心よりお祈り申し上げます！

この度は8日間のソーシャルワーク実習の機会をいただき、職員の皆さんに心より感謝申し上げます。

実習では、施設見学や利用者のモニタリングへの同行に加え、理事長や職員の方々から、つどいの家の理念や歴史、運営、権利擁護をはじめとする多岐にわたるテーマについて講話をいただきました。利用者一人ひとりの思いやニーズを丁寧に聴き取り、それを尊重しながら支援に結びつけていく姿勢、多職種や関係機関と連携しながら支援を組み立てていく過程を間近で学ぶことができ、実習生として多くの学びを得ました。制度やサービスを理解するだけでなく、利用者主体の意思決定をどう支えていくかという点についても、その難しさと奥深さを改めて実感いたしました。

全体職員研修会では、「利用者の生活をより豊かにすること」や「地域の人々に障害への理解を深めてもらうこと」がつどいの家のミッションであると伺いました。きょうだい支援などの公益的な取り組みが、その考えを地域へと広げる活動であることも理解し、活動の重要性を再確認する機会となりました。

今回の実習を通して、目の前の利用者にとって最善の「その人らしい生き方」を支えることの難しさと、その取り組みの意義を深く学ぶことができました。これらの経験は、単なる見学や座学では得られない、ソーシャルワーカーとしての土台となる大切な学びとなりました。

（東北福祉大学 斎藤）



つどいの家後援会会員募集

～後援会の目的～

しうがい者の福祉や社会福祉法人つどいの家の基本理念に対する社会の関心や理解を広げ、法人の運営する事業所及び事業を支援すること

つどいの家では施設整備をはじめとするサービスの充実を図るため、より一層の資金を必要としています。つどいの家を支える後援会の活動にご賛同ご協力をお願いいたします。

■入会の申し込み：「つどいの家・アプリ」までお電話でお申し込みください（022-743-1882）

■年会費

- ・運営会員 3,000円 *議決権あり
- ・賛助会員（個人） 3,000円以上 *議決権なし
- ・賛助会員（団体） 10,000円以上 *議決権なし
- ・協力会員（募金箱設置やポスティング等の協力）

編集者：「社会福祉法人つどいの家」後援会 会長 野口 和人
〒984-0838 仙台市若林区上飯田1丁目17-58（つどいの家・コペル）

TEL 022-781-1571 FAX 022-781-1573

発行者：東北障害者団体定期刊行物協会

〒980-0874 仙台市青葉区角五郎1丁目-12-6 領価／100円（後援会の会費を充てています）

TSK 「社会福祉法人つどいの家」

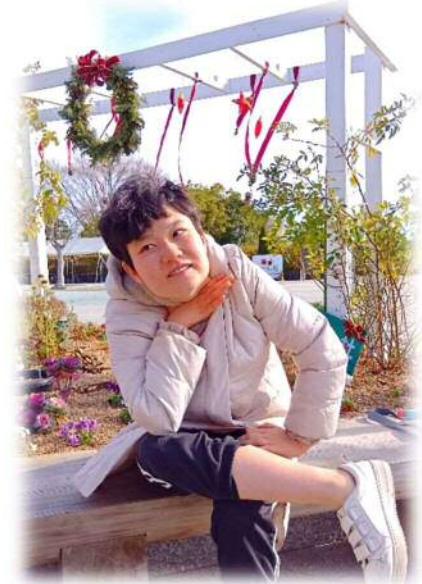
後援会だより ~第110号~

～生活介護事業～



寒さに負けず外出！

地域のサンタさんと
クリスマス！冬満喫中♪



～移動支援事業～学生ガイドヘルパー、専任ヘルパー活躍中★



後援会のホームページには、「後援会だより」のバックナンバーや後援会活動の案内、後援会の規約などがUPされています。ぜひ一度のぞいてみてください！

※「つどいの家」のホームページから入れます

誰もが暮らしやすい社会に向け私たちができること 「又村あおい氏」講演会報告

2025年12月11日(木)、社会福祉法人つどいの家・つどいの家後援会・つどいの家連合保護者会の3者共催で、宮城野文化センター・パトナホールにて『障害者差別解消法について～合理的配慮ってなに？～』というテーマのもと、又村あおい氏講演会を開催しました。当日は、約110名の方々が来場してくださいました。

今回の講演では、障害について冒頭で触れ、社会全体でみると障害者は少数な存在としながらも、40年後には高齢化社会となり、国民の50%程度が何かしらの手助けを必要とする時代が到来するとのことでした。これを踏まえた上で、又村氏からは、障害のある人もない人も、お互いのことを理解・尊重して、イヤな思いをせずに気持ちよく暮らすことのできる地域の実現を目指すために、どうすればいいかお話をいただきました。

まず、障害者差別解消法について、障害があることのみを理由にサービスの提供を拒否することは不当とし、障害のある人から配慮の申し出があった場合は、「建設的な話し合いのもと出来る範囲内で対応しましょう」といった内容を具体的な事例をもとに分かりやすく説明して下さいました。障害のある方も決して無理強いをするのではなく、サービスを提供する側も対応可能な案を提示するなどして、「お互い様の気持ちを持つこと」が大切だということです。

また、私たちにできるポイントとして、個人としては、障害のある人にどんな手助けが欲しいのかをお聞きする姿勢を持ち、できることを実施していくこと。それは障害だけでなく高齢者や海外の方など、困りごとを抱える人たち全てに言えることであり、それぞれに合わせて配慮する点は変わってきます。事業者としては、日常的な「お客様対応」の一環でそういった配慮を提供している事例も多数あり、改めて当事者や支援者から話を聞き認識を深めていくことが重要だとしています。教育・福祉分野の支援者としては、個別に「何に困っているのか」、「どんなことがあったら良いのか」とアセスメントを行い、障害のある方を取り巻く環境を変えていく意識を持ち、配慮を求めていいことを理解し、行動につなげていくことが重要だとしていました。そうした取り組みが地域社会に広がっていかなければ、障害者差別解消法の理念には届かないのだと、又村氏は講演を締められました。

今回の講演をお聞きして、私は、環境面がいくら整っていても、相手を思う気持ちが伴わなければ意味を為さないこと。そして「合理的配慮」は、決して障害のある方に対してのものだけではなく、誰にとっても身近なものであり、誰もが生きやすい社会の土壌を作っていくために必要なことだと感じました。それは、日本に古くからある「お互い様精神」の気持ちであることを、皆さんと共有できれば嬉しく思います。

ご来場くださいました皆さま、開催にあたりご尽力いただきました運営委員の皆さま、ご講演下さいました「又村あおい様」へ深く感謝申し上げます。



(つどいの家・アシリ 鈴木恵雅)

連載 きいて きいて 第12回 ～社会とのかかわりの中で～

「私の手を握り、そして静かに手を離してくれるお話」

「今まで頑張って来たんだから、良かったじゃない」

息子をグループホームに入居させることを決め、妹に報告したとき、かけてもらった言葉でした。その瞬間、思わず涙がこぼれました。

息子を施設に預けることに、私はどこか後ろめたい気持ちを抱えていたのだと思います。本当は預けたりせず、ずっと自分のそばに置いて面倒を見るべきではないのか。そんな自問自答を、何度も繰り返してきました。だからこそ、妹の言葉を聞いた瞬間、張り詰めていた気持ちが、ふっと緩んだのだと思います。

夫は以前から、息子を施設に預けた方がよいのではないかと言っていました。脳出血を患い、右半身に障害が残ったことで、自分自身がいつまでも健康でいられるとは限らないと感じていたからです。当時の私は、息子を自分のそばで生活させたいと考えていたため、夫の考えには反対でした。ただ、夫の思いも尊重し、入所施設の見学などはしていました。また、定期的にショートステイもお願いしていました。そんな矢先、夫は二度目の脳出血を患い、新たな障害も増えてしまいました。この頃から、私は真剣にグループホームへの入居を考え始めました。

今後、私に何かあった時、息子のことで、できるだけ兄弟に負担をかけたくないと思ったからです。それでも、いざという時には、弟の俊の力になってほしいという気持ちもありました。

そこで、グループホームの条件を三つ決めました。いつも会いに行ける場所であること。つどいの家に通所できる距離であること。できれば、新しい施設であることです。しかし、紹介していただいた施設は、なかなか条件に合いませんでした。月日だけが過ぎ、探し始めてから三年が経った、昨年の三月。今のグループホームを紹介していただいたのです。そこは、ショートステイでお世話になっていた施設の系列で、息子のこともよく理解してくれていました。「俊くんなら大歓迎です」と言つていただき、この機会を逃したくないと思いました。息子は、たとえ私がいなくなっても、生きていかなければなりません。その準備を、今のうちからしておきたい。十年後のこととは分かりませんが、今の選択が、未来へと続く道になると信じています。

現在は、週に一度、俊の顔を見に行っています。入居当初は、私が帰ろうとすると後を追い、「一緒に帰る」という様子でした。それが今では、訪ねると私の手を握り、「帰るね。また来るよ」と言うと、静かに手を離してくれます。

やんちゃな息子のおかげで、急な呼び出しあります。グループホームに入居することは、決してゴールではありません。入居した後も、いつも会えるし、いつも帰って来られます。一緒に旅行に行くこともできます。

息子とは一生一緒にいるものだと思っていたし、息子も私から離れることはないとと思っていたと思います。けれど今は、気負いせず、お互いに、少し自立できたように感じています。

また、今回グループホームに入居するにあたって、八木山つどいの家はじめ沢山の方々に、ご尽力頂きました事に感謝申し上げます。

(八木山つどいの家 利用者家族 丹野弘美)